

## 環境美化条例

(違反ごみ出しの禁止)

第35条 市民等は、違反ごみ出しをしてはならない。

2 ごみ集積所に家庭系一般廃棄物(以下「家庭ごみ」という。)を搬出する者(以下「搬出者」という。)は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 居住地域の家庭ごみ収集日
- (2) 家庭ごみの排出時間
- (3) 家庭ごみの分別方法
- (4) 定められたごみ集積所の利用
- (5) 家庭ごみの排出用容器(市の定めたごみ収集指定袋及びコンテナをいう。)の使用
- (6) その他市の定める事項

(搬出者の責務)

第36条 搬出者は、前条第1項の規定に違反して、同条第2項各号の規定を遵守していない者に対し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 搬出者は、自主的に定められた利用集積所及びその周辺の衛生管理に努めなければならない。

(違反ごみ出し者に対する指導)

第37条 市長は、市民等が第35条第1項の規定に対し、同条第2項の規定を遵守していないと認めるときは、当該違反ごみ出し者に対し、必要な指導をすることができる。